

光緒 24(1898) 年浙江紹興府における平糶

堀 地 明

はじめに——課題と史料解題——

清代中国では、自然災害・凶作・飢饉等に対処する救荒政策（荒政・賑濟）が実施されていた。星斌夫 1995 によれば、清代には常平倉・社倉・義倉の 3 倉に穀物が備蓄され、災害・凶作・飢饉等が発生したさいに、穀物放出により農民の生産を維持し社会的安定がはかられた。常平倉は府州県に設置された官倉であり、捐穀と採買により備蓄した大量の穀物は、①米価調整を目的とし市価よりも廉売する平糶、②耕作開始時の種籾等の借貸、③無償の給付である賑給を通じて使用された。社倉と義倉は民間の倉儲であり郷村に設置され、借貸と賑給を実施した。3 倉は乾隆年間に整備され賑濟倉として機能していた。嘉慶年間以降に 3 倉の賑濟機能は衰え、倉米は保存管理が煩瑣な穀物現物に代わって銀錢が蓄えられるようになり、銀錢は典當に預け入れて利息運用がはかられた。道光年間には 3 倉は有名無実化し、太平天国により 19 世紀後半に潰えてしまった。義倉にいたっては、郷村設置から州県ごとくに 1 倉が設置されるようになり変質が著しかった。

官設の常平倉に大量の官穀を備蓄し、穀物価格高騰時に市価に比して安価で販売することにより市場米価の調整をはかる平糶は、清代救荒政策で重要な位置を占めていた。Will & Wong 1991 の奏摺を用いた研究により、常平

倉と平糶の成立・発展と衰退等についての精緻な解明がなされている。また、清末の義倉に関しては、村松祐二 1969・森正夫 1974・福田節生 1974・山名弘史 1976 により、設置の経緯や機能については研究が積み重ねられ、義倉設立の経緯・規約・米と銀銭の備蓄・義田所有の実態などが明らかにされている⁽¹⁾。ただし、義倉の賑濟機能についての研究は豊備義倉に関するもののみであり、村松祐二 1969 が平糶規約を紹介し、山名弘史 1976 が平糶と施粥について論じている。

拙稿 2005 で紹介したように、近年、中国の清代救荒研究、特に光緒初年に華北で発生した丁戊奇荒研究は非常に活発であり、清末の義賑（民間主導の救済）研究として朱滄 2006 の優れた研究が発表された。日本での丁戊奇荒研究としては高橋孝助 2006 がある。また、李文海・夏方明編『中国荒政全書』（北京古籍出版社、第 1 輯 2003 年、16 種所収、第 2 輯 2004 年、39 種）、及び同編『中国荒政書集成』（天津古籍出版社、2010 年、189 種）が出版され、中国各地の図書館に架蔵されている救荒関係著作の閲覧と利用が容易になりつつある。

従来の研究では、救荒の個別事例を論じたものは少なく、平糶・以工代賑（公共事業による雇用創出）・給米施粥（米粥の無償給付）等の救荒諸策の実態は未解明な点が多い。筆者自身も、明末広州の平糶改革（拙稿 1992）、明末蘇州を中心とする応天府巡撫黃希憲の救荒政策（拙稿 1999）、1906 年江北における官民の救荒活動（拙稿 2005）、明末紹興における祁彪佳の救荒活動（拙稿 2007）等、明清救荒研究を進めてきたが、救荒事業の具体例を数値的統計的実態から追跡することは果たせていない。救荒事業に必要な資金や救荒用穀物（賑穀）の数量、及び賑穀を受領する人数等の解明は、清代救荒政策の実態を

(1) 常平倉・社会・義倉に関する研究は多数あるが、本稿で全てを紹介する意義は大きくなく、別の機会に検討したい。

光緒 24(1898) 年浙江紹興府における平糶

解明する一助になると考える。このような問題関心から、本稿は徵信録（公共事業等の会計簿冊）を用いて、清末浙江紹興府（山陰県・会稽県附置）における平糶の数値的統計的実態を解明し、平糶実施により米価を引き下げる実効果があったのか否かについて検討する。本稿は、第一に光緒 24 年 4 月に平糶が開始される経緯、第二に平糶の資金と賑米の採買及び販米、第三に平糶の実効果について論じてゆく。

主要使用史料は『紹郡平糶徵信録』（1 冊）であり、光緒 24(1898) 年 12 月蔡元培序、東京大学東洋文化研究所大木文庫と紹興図書館に架蔵され、本稿では大木文庫のものを用いる。『紹郡平糶徵信録』は光緒 24 年 4～7 月に展開された平糶の会計簿冊であり、陳橋駅は同書を徐樹蘭の編としている（陳橋駅 1983-246 頁）。『紹郡平糶徵信録』の内容は、官紳題名・蔡元培（山陰県人）叙・文案・銀錢四柱冊・米麦四柱冊・逐批採買及変価細冊・各糶局出米收価細冊である。

徐樹蘭の字は仲凡、号は検庵、山陰人であり、光緒 2(1876) 年挙人、兵部郎中となり、捐納で候選知府の位を得て、道員と塩運使の補用を任じた。母の病気で帰郷して以後は出仕せず、詩書・購書・印書・蔵書を好んだ。地方公益事業に尽力し、捐款を出資して水利事業に携わった。また、救疫局と清節堂を設置し、紹郡中西学堂の開設にも資金援助を行った。著作としては、『紹郡平糶徵信録』の他に『紹郡義倉徵信録』2 卷（光緒 25 年刻本）と『賑濟山会両邑沿海水災徵信録』1 卷（光緒 11 年）が紹興図書館に架蔵されている⁽²⁾。

紹興地方は酒造業で著名であり、民国元(1912) 年 12 月に紹興府が廃止され、山陰県と会稽県が合併されて紹興県となった。民国初期、紹興県城（清代紹興府城）付近の土地は豊かで物産に富み、県城は物資流通の集散地であった。

(2) 趙任飛主編 2009-141～143 頁。

紹興県の戸数と人口は推計 8,000 戸、50,000 人である。住民は勤勉で貧民は少なく、雇用労働者は米麦作や綿花栽培・醸造業に従事し、生活水準は他の地方に比してやや高かった⁽³⁾。

1. 光緒24年4月紹興府搶米と平糶の開始

(1) 搶米と官紳協議

光緒 23 年から 24 年、中国沿海の各省は米価が漸高し、紹興も日に日に米価が高騰した。光緒 24 年 4 月初、紹興では狡猾な者が騒擾を発生させた⁽⁴⁾。山陰・会稽両県は耕地に比して人口が多く食糧が不足し、従来より浙江省内の金華府と衢州府より搬入される米穀に依存していた。紹興では、光緒 23 年の秋収がやや不作のために米価が高騰し、光緒 24 年正月以降、晩米価格は毎石銅銭 5,550 文から 5,600 文になり、人々は米価高騰に苦しんだ。さらに、近隣の各府は域外への米穀流通を禁止し、何らかの策を講じないならば、5～6 月の端境期において紹興の食糧不足は必至であった⁽⁵⁾。

開港以前より、清朝は海寇への米穀補給を防止するため、沿海部における米穀流通を国家の統制下に置き、米穀の海外輸出を厳しく禁じていた。このような禁令にもかかわらず、光緒 24 年の中国沿海部における米価高騰の一要因は日本への中国米密輸出にあった。開港以後、列強と結んだ諸通商条約においても、米穀流出による国内治安悪化を回避するため、清朝は米穀の海外

(3) 東亜同文会『支那省別全誌』第13巻浙江省（1919）、107～111頁。

(4) 『紹郡平糶徵信録』蔡元培敘、光緒24年12月。

(5) 『紹郡平糶徵信録』文案、内閣中書田晋蕃等17名の山陰・会稽両県と紹興知府への呈文、光緒24年閏3月。

輸出を頑として容認しなかった。1898 年 4 月、矢野文雄清国公使は福建不分割協定の交渉にさいし、清朝総理衙門に「米穀輸出解禁ノ件」を提出し、中国米の日本への輸出解禁を要求した。最終的には日本は中国米輸出解禁要求を取り下げ、清朝は豊作であれば、米穀輸出を容認すると表明し、中国米の対日輸出は解禁されなかった。しかし、日本の中国米輸出解禁要求は日本への中国米密輸を招来し、日本側の貿易統計によると 967,216 担の中国米が日本に輸出された。また、光緒 24 年には、四川・安徽・広東・江蘇・浙江等で 45 件の搶糧搶米（食糧騒擾）が発生した。江蘇松江府搶米の原因は日本への密輸による米価高騰であった（拙稿 2002・2004）。

中国沿海各港の奸商は日本に中国米を密輸出し米価を高騰させ、各省は沿海の米穀輸出禁止令を強化した。日本は総理衙門に白米 30 万石の購入を要求し、総理衙門は沿海各省に分担可能額を打診した。浙江布政使は自省の食糧を他省に頼り、かつ省内各地で米価が高騰し食糧が不足しているため、日本向け米穀の分担は困難と総理衙門に返答した⁽⁶⁾。

米価が日々高騰する光緒 24 年閏 3 月上旬、紹興知府は米業に每石洋銀 2 角の減価を諭令した。ところが、閏 3 月下旬には、米価は減価令に相反して高騰し、每石洋銀 3 ～ 4 角（銅錢 300 ～ 400 文）の値上がりであった⁽⁷⁾。このため、生活に窮した貧民は不平を募らせ、数百人が西北郷に聚集した。聚集した貧民は農民であった。4 月 1 日午前、貧民数百人は銅鑼の打鳴を合図とし、紹興府城昌安門外に押し寄せ、米行・米店を見つけると先を争って襲撃し、群衆の一部は新任の紹興知府を取り囲み米価平減を要求した。知府はこの要求に応じ、米業に減価を諭令した。さらに、群衆は五雲門外の米穀卸売業者が集まる米行街に行き、米行 6 ～ 7 軒を襲撃した。夕暮れになり、ようやく

(6) 『申報』光緒24年4月16日、禁米出洋。

(7) 『紹郡平糶徵信録』銀錢四柱冊では、洋元1元は銅錢1,000文と984文の二つの比価が記されており、前者により洋元1角を100文と計算した。

群衆は解散した⁽⁸⁾。翌4月2日、襲撃を受けた米行・米店は山陰・会稽両知県に被害調査を要求した。両知県は30余軒を視察し、米行・米店に従来通りの米穀販売を求めるとともに、搶米に参加した飢民5～6人を拘束し枷責に処して市中に引き回し、情罪の重い犯人1名を立枷に入れ、各城門で見せしめに処した。知府と両知県は、「白米毎升の売値は48文とし、白米に砂を混入すること、及び量器のかさ上げを禁止する」との告示を大通りに掲示した。官方と紳士は会議を開催し、4月3日より毎升銅錢44文での設局平糶を決定した⁽⁹⁾。

搶米が発生する以前の閏3月、17名の紳士は協議し、紹興知府に下記のように提案した。山陰県と会稽県の豫倉穀本錢15,800余10串と義倉穀本27,200余10串を杭州の湖墅等で米行を開く商人王慶元(王欽)に託し、金華府と衢州府で白米と糙米(玄米)計10,000石を購入する。米穀購入完了後、米穀の運搬妨害を防止するため、紹興知府は護照(運米許可証)を発給し、米穀は豫倉と義倉に搬入し備蓄する⁽¹⁰⁾。山陰・会稽両県は米行を集め、購入した倉穀を販売させる。販売限度額・量器・販売価格は知県が決定する。紹興知府は浙江巡撫と布政使に対し、金華・衢州両府に米穀流通規制を解除させ、紹興知府が発行した護照を所持している米商の米穀搬出を認めさせるよう要請した。浙江巡撫と布政使はこの要請を批准し、金華・衢州両府米の米穀流通規制は解除されることになった⁽¹¹⁾。

閏3月の米価高騰に直面し危機感を懐いた紳士層は金華府と衢州府での賑米採買を計画し、採買地の米穀流通規制解除を官方に要請、官方はこれに応

(8) 『申報』光緒24年4月6日、郷民拳乱。

(9) 『申報』光緒24年4月13日、恩威並用。

(10) 乾隆57年刊『紹興府志』卷7建置志1、倉によると乾隆年間に存在した倉は下記である。紹興府は如坻倉と大有倉、山陰県は社倉と預備倉(貯穀20,000石)、会稽県は常平倉と預備倉。山陰県の項には、義倉が4所あったが廢れたと記されている。本文中の豫倉と義倉の設置年代は不明であるが、おそらく19世紀後半の設置と推定される。

(11) 『紹郡平糶徵信録』文案、内閣中書田晋蕃等17名の山陰・会稽両県と紹興知府への呈文、光緒24年閏3月。表5の第2批示は閏3月20日に金華府蘭溪で賑穀を採買しており、官紳協議は米価が高騰し始め、紹興知府が減価令を出した閏3月上旬に開催されたと推定される。

じた。官紳双方は賑米の採買と平糶の準備を進めていたが、4月1日の紹興府城搶米発生を契機に官紳は協議し、3日よりの平糶が決定されていった。市価が毎升 55～56 文に対して、知府と知県の公定米価は毎升 48 文であり、平糶価格はそれよりも 4 文安い 44 文に設定された。公定価格の公布は官方が市場に対して公権力を発動する市場統制策の一つであるが、平糶価格よりも高価に設定されている。平糶は官米の廉売であり、公定価格の公布に比してより積極的な市場介入策であり、平糶価格は公定価格を下回る設定が可能であった。

(2) 平糶の具体的諸法と管理者

4月1日搶米発生後に官紳は合議し、購入した義倉の賑米を城門4ヶ所と各郷鎮に交付し平糶局を設置することを決定した。平糶は光緒 15(1889) 年水害時の平糶章程を参照し、義倉の官米は市鎮の米行に委託して減価平糶を請け負わせることにした。量器は官斗と省城平糶斗(五雲市斗)をともに使用し⁽¹²⁾、賑米の平糶価格は毎升 44 文、1人5升を購入限度額とし、光緒 15 年の平糶章程にならい、米行に対しては平糶米 1 升を販売するごとに銭 1 文の手数料が与えられた。米行は無償で平糶に動員されたのではなく、応分の手数料を受領した。4月3日の平糶開始には、杭州省城から前署紹興知府が来紹、賑米・精米器具を検査し、3日より 20 日までは官斗を用い、4月 21 日より五雲市斗(市斗)を使用することとした。

しかし、4月3日に平糶が始まった時、浙江省内での閉糶(米穀流通規制)は未解除であり、米穀は十分流通しておらず、1日に必要な賑米 400～500

(12) 義倉官斗を1とすると、五雲市斗は0.92である。

石を調達するのは難しかった。賑米を求める人々は平糶局に殺到して混雑し、平糶開始は容易ではなかった。官方は委員に全城の貧戸を編査させ、武官を平糶局に派遣し不測の事態に備えた。平糶局は同善局と紳士が協力して運営し、城郷の富紳も勸諭を待たずに資金と賑米を提供し平糶を実施した。官紳合作により賑事は緒に就いていった。

平糶局は義倉官米を用いる局、及び義倉官米を使用せず、紳商の捐献で賑濟を実行する局の二通りであった。義倉官米を用いたのは、4城門各郷12糶局・鳥塙村・駱家葑村・皇浦荘村の3村・城中西陶坊局である(表2参照)。西陶坊は坊内の捐資がないため、義倉官米を使用した。紳商捐献による平糶は、城中37坊と山陰・会稽両県の27聚落である。城中37坊は委員が貧戸丁口を調査し、紳商が資金を出資し賑米を準備した。ただし、城中各坊は5月17日から6月29日に平糶を停止し、停止後に4城門平糶局が混雑するのを防止するため、6月末から7月中旬の半月間、義倉官米を平糶に用いた。城廂の紳士と庶民が献じた捐資は60,000余元であり、この金額は表3収入1-2の義倉と豫倉の救荒用備蓄銅銭の合計約45,000文よりも、15,000元ほど多く、平糶における民間資金の多さを示している。紳商が出資した平糶局の開始と終了の日時は各局で様々であった。義倉官米を用いた4城門各郷12糶局は新米が出回る7月15日に一律に停止し、平糶期間は100日とされた⁽¹³⁾。『紹郡平糶徵信録』には、義倉官米を用いた平糶局の数値は詳細に記録されているが、紳商の捐資で平糶を実行した地域の数値は全く記されていない。よって、下記の考察は官紳協力の下で義倉官米を使用した平糶に限定される。

表1は平糶実施の推進的役割を果たした官紳45名の一覧である。官か紳かの内訳は、27名が官吏、紳董・紳商が18名である。平糶の責任者である委査

(13) 4月1日の官紳合議より7月15日の平糶一律停止までの記述は、『紹郡平糶徵信録』文案、馬伝煦等紳董稟文、光緒24年8月による。27聚落とは、山陰県の東浦・柯橋・湖塘・阮社・安昌・下坊橋・華舍・馬鞍・棲鳧・清水閣・鮑瀆の11聚落、会稽県の曹娥・湯浦・霞齊・魚家渡・吳融・桑盆・宋家渡・陶堰・高車・頭竇・姜永・樂馬山・車家・街邊・門山他1の16聚落である。

光緒 24(1898) 年浙江紹興府における平糶

表 1. 平糶に関与した官紳

平糶における職務	官職 - 姓名	人数
委査	前署紹興府知府補用知府 - 傅澤鴻	1
特授	紹興府知府 - 熊起藩	1
	署理山陰県知県 - 任曾培	1
	署理会稽県知県 - 孫鼎烈	1
査造戸口冊兼晋省領運	浙江補用知県 - 秦耀奎	1
査造戸冊	前署会稽県丞 - 錢寿恩 浙江稅課大使 - 蔡承訓 浙江候補從九 - 高慰曾・仰金端・劉懋蘭 試用県丞 - 吳兆棠 試用典史 - 尹功廷	7
査造戸冊兼司稽察	浙江試用按照磨 - 劉曇卿	1
監放	紹興府経歴 - 羅人鋪 紹興府照磨 - 魏觀瀾 山陰県丞 - 許之鼎 会稽県丞 - 向煦 楚軍水師後營左二哨長守備 - 郭炳楠	5
彈圧	浙江紹協中軍都司 - 言有能 管帶楚軍水師後營升用知県候補県丞 - 張紹齡 振字前旗前哨哨官守備 - 賀広梓 護軍正旗右哨哨官補用千総 - 范忠発 護軍哨官五品軍功 - 劉斌齊 振字前旗前哨副哨把総 - 王振傑	6
赴湖南採買	浙江試用県丞 - 孫襄圻	1
晋省領運	浙江試用府照磨 - 陳時夏	1
杭州解米來紹	浙江試用県丞 - 朱其選	1
經理紳董	徐樹蘭 (補用道候選知府)	1
協理紳董	鍾念祖 (前雲南塩法道) 鮑臨 (詹事府右中允) 任鏜 (前貴州貴筑県知県) 馬伝煦 (翰林院編修) 沈鳳墀 (候選同知) 周巖 謝鳳書 (候選理問) 田晋蕃 (内閣中書) 何溶 (候選通判) 繆祥楨 (候選同知) 徐緞蘭 (候補知府分部郎中) 陶溶宣 張嘉謀 (候選知県) 鮑増亮 (候選訓導) 田宝祺 杜用康 (候補訓導)	16
採買紳商	王欽	1
計		45

「平糶在事官紳題名」より作成、紳董の職称は1aの呈文による。

に前署紹興知府が、副責任者の特授に現職紹興知府・山陰・会稽両知県が就いており、体裁上は府県官が平糶事業の管理責任者となっている。閏3月に米価が高騰する中、官方は騒擾を懸念して薦紳に相談を持ちかけ、薦紳は平糶を提議し、徐樹蘭を責任者に推薦した。これより、平糶事業の実質的な責任者は経理紳董の徐樹蘭である⁽¹⁴⁾。また、協理紳董の鍾念祖は雲南塩法道の官歴を生かし巡撫・按察使と連携して平糶に貢献し、その活躍はまさしく急公好義であると評価されている⁽¹⁵⁾。表1より、平糶事業は賑済対象者を調査確定する査造戸冊、賑米廉売の官督を行う監放、平糶局での不測の事態を取り締まる弾圧、各地での賑米購入と紹興への搬入の担当者、及び経理紳董・協理紳董・採買紳商から構成される。補用・候補・試用の職称を有する者は20人を数え、紳董の大部分は補用等の職称を有している。

表2は、義倉官米を販売した53平糶局の現場の管理者である襄辦を一覧にした。各糶局の管理者延総数は175人、重複者を除く実数は164名である。管理者実数164名中、紳士65名、米商等95名、他4名、管理者の約6割が商人であり、その多数は米商が占め、他に典當・酒坊・醬園・箔舗・鞋舗が含まれている。迎恩門から嘯吟市までの4城門8市平糶局の管理者82名は全て米商であり、平糶の実務は商人に依存していた。その理由は、4城門8市平糶局は販米数量が多いため、米商が最適であったと考えられる。また、米商に平糶米1升を販売するごとに手数料銭1文が支払われたことも、米商が平糶局を管理する大きな動機付けとなったと考えられる。城中38坊の管理者は紳士34名、商人13名と紳士層が人数的に主導しており、4城門8市平糶局と対照的である。表1の紳董は各坊平糶局の管理者でもあり、8人の紳董が13坊1村の管理に携わっている⁽¹⁶⁾。紳士・紳董は紹興府城内の坊における指

(14) 『紹郡平糶徵信録』蔡元培敘、光緒24年12月。

(15) 『申報』光緒24年5月14日、急公好義。

(16) 具体的には、繆祥禎（東光坊）・陶溶宣（西光坊）・張嘉謀（上植坊・下植坊・大晏坊）・鮑臨（承恩坊）・何濬（西大坊・稽山坊）・謝鳳書（西陶坊・東仰坊・上望坊）・沈鳳墀（東仰坊・皇甫莊村）・鍾念祖（都泗坊）である。

光緒 24(1898) 年浙江紹興府における平糶

表 2. 各平糶局の管理者

糶局名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
迎恩門	震泰	万盛	陳松茂	陳瑞裕									
昌安門	聚升昌	恆升	天盛	信余	嘉泰	升大							
偏門	大有年	宝裕	錦豊	同福	万春祥	東昇	広源	茂昌					
五雲門	衍牲	衍泰	通裕	協義孚	震升信								
盛塘市	傅漲記	沈広和	升大	松盛	元豊								
南池市	許錦記	許祥記	謝隆茂	陳瑞裕									
漓渚市	張同仁	張順隆	余恆源	蔣万盛	長春	謝林記	張順興	羅長牲	呉牲泰	徐長裕	羲和		
陡臺市	裴成昇	王廷記	王裕大	王新茂	陳源茂	徳成	呂作記	趙鼎新	王錫記	王裕泰	沈茂興	宋茂盛	茂泰
東関市	徐悅興	鼎泰	公泰	同裕	金泰安	裕泰	源泰	順源					
阜埠市	新万順	魯同興	万盛	晋泰	膝徳興	金協豊	宝泰						
平水市	金松盛識記	金洽記	陳大興	金松盛昌記	金恆源	馮凌記							
嘯吟市	阮隆興雲記	甘怡茂	天盛	同興	利源								
迎恩坊	陶恩綬*	戴森*											
美政坊	胡寿震*												
東如坊	徳昌米舗												
西如坊	単永興米舗	徳茂米舗											
東光坊	繆祥禎*												
西光坊	陶濬宣*	陳頤安*	李謙*										
東中坊	董克智*	張嘉蔭*											
西中坊	張嘉蔭*	董克智*											
東観坊	田晋蕃*	咸和典	胡徳興										
常禧坊	平成*	何家政*	孫曉雲*	潘敏嵩*	潘迪*	王雨辰*							
上植坊	張嘉謀*												
下植坊	張嘉謀*												
大雲坊	張嘉謀*												
大辛坊	謝泰鈞*	周成勳*	秋紳	堵煥鑑*	王鑑	陳裕昌銅荘							
朝京坊	章振麟*	賀祥珍*											
紫金坊	胡寿恆*	許錫芬*											

堀 地 明

糶局名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
南和坊	沈才*	莫寿緘*	孔滋生米舖	王澄*	蔡鴻慈*								
下和坊	沈才*	李棗菴*	范台*	王澄*	許中卿*	李麗泉酒坊							
万安坊	胡稷*	沈鏞*											
承恩坊	鮑臨*	同興齋園											
戒珠坊	壽義興箔舖												
昌安坊	高燾*	趙麟書*											
東大坊	任光蘭*												
西大坊	何濬*	王逸安*	榮德典										
東府坊	周顯謨*	馮永齡*											
西府坊	言如楨*												
東陶坊	李德奎*	高全盛箔舖											
西陶坊	謝鳳書*	范慕文*											
東仰坊	沈鳳墀*	謝鳳書*											
朝東坊	夏宗彝*	程丙臣*	陶漢中*	恆濟典									
上望坊	胡寿恆*	謝鳳書*	莫廷樸*										
中望坊	寧崇德*												
下望坊	徐鎮*	李鏞*											
安寧坊	王藻*	棲凝雲鞋舖											
永昌坊	章大綸*	袁名標*	李如江*	楊文炳*	唐少南*								
石童坊	朱秉吉*												
都泗坊	鍾念祖*	韓景堂*											
稽山坊	何濬*	徐善徵*											
鳥塢村	楊聖卿												
駱家葑村	駱慶茂												
皇浦莊村	沈鳳墀*	沈祖澤*											

「各糶局出来收価細冊」より作成、*は紳士層であることを示す。

導層と想定できる。紳商捐獻で平糶を実施した山陰・会稽両県の平糶局 27 局は紳商層により管理運営されていた。

2. 平糶の資金、賑米採買と販米

(1) 平糶の資金

表 3 は平糶資金の収支である。総収入は 386,194 元、余剰金を除く総支出は 354,460 元である。総収入は、表 3 の収入 1-7 の平糶を開始する前の資金（開始前資金）が 196,176 元で 51 %、8-12 の平糶実施後に獲得した資金（開始後資金）の 190,018 元で 49 %からなる。『紹郡平糶徵信録』の平糶資金に関する記載事項は表 3 の通りであり、収入は開始前資金と開始後資金が一体となって記載されている。平糶実施にあたっては、しばしば賑穀を市価よりも安価に販売し、販売で得た代金を賑穀購入の資金に充当する規定が見られるが⁽¹⁷⁾、全収入の 5 割が平糶開始後に獲得されている事実は、資金回転率の高さを示している。開始後資金の 81% は収入 8 の義倉官米を販売して得られた資金であり、平糶は資金を効率的に回転させる救荒制度である。

開始前資金の構成比は義倉と豫倉の資金（収入 1-2）が 14 %、府県志編纂費・同善局の相驗経費・塘閘畝捐などの他費目の転用（3-5）が 48 %、紳董よりの借入金（6-7）が 38 %である。総収入に占める義倉と豫倉の資金比率は僅か 7 %である。義倉本来の資金では平糶を実行することは不可能であり、賑濟倉としての飢荒に対処する機能は非常に低度である。官紳が平糶を協議した時には、義倉本来の資金を除くと、府県志編纂費・塘閘畝捐以外に使用可

(17) 一例として、明末広州の生員黎遂球の平糶改革第5条がそれである。拙稿1992-79頁。

表 3. 平糶資金の収支 (洋元、角以下は切捨て)

収 入		支 出	
1- 義倉穀本銭・上年瀛利銭	27, 282	1- 購買各路米麦変価・水脚	267, 895
2- 豫倉穀本銭・存穀変価銭	18, 105	2- 平糶收進糶価	2, 885
3- 纂修府県志書成本銭・生息銭・滾息銭	11, 374	3- 平糶收進掉息	236
4- 同善局相驗経費本息銭	4, 322	4- 柴炭飯菜・機房租等雑用	418
5- 塘閘畝捐本息銭	60, 093	5- 紹興用電報費	174
6- 經理紳董徐樹蘭より借款	45, 000	6- 採買紳商王欽在湖墅辦米用電報費	47
7- 協理紳董鍾念祖より借款	30, 000	7- 楊司事在上海辦米用電報費	102
		8- 会稽知県尊算去電報費	99
8- 城郷4門8市3村38坊繳回平糶米価銭	154, 202	9- 司事工役辛資・盤川押運等費	601
9- 糶余米・涇水米変価・漢麦変価	8, 930	10- 酌給彈圧各員弁營兵辛功	900
10- 蕭山県解還香港米	5, 000	11- 紙筆升斗風箱磅秤等器物	74
11- 蘭溪・上海・潞墅已買禁運仍復変価米	21, 170	12- 陸統婦還徐鍾二紳借	75, 000
12- 上海禁米糶米変価贏余	715	13- 各糶局每升貼銭1文作一切開銷銭	3, 500
		14- 給西陶坊買米平米・貼常禮等坊費耗	278
		15- 蘭溪禁米変価	42
		16- 寧波接濟公所欠欠繳還辦米余	2, 209
		17- 余剩金	31, 734
計	386, 194	計	386, 194

「銀錢四柱総冊」より作成。

能な公的資金は存在しなかった。府県志編纂費・塘閘畝捐は典商に預け入れて利息を得るために運用されており、4月3日の平糶開始時に直ちに全額を回収し、平糶資金として使用できるわけでもなかった⁽¹⁸⁾。經理紳董徐樹蘭と協理紳董鍾念祖が貸与した計 75,000 元は、兩名が錢莊より借入し官方に提供したものである⁽¹⁹⁾。

5月14日付けの新聞記事では、4城門平糶局は毎日 600～700 石を必要とするが、義倉儲積は 10,000 石のみであり、救荒の運営は逼迫していると報道

(18) 『申報』光緒24年5月14日、急公好義。

(19) 『紹郡平糶徵信録』文案、馬伝煦等紳董稟文、光緒24年8月。

光緒 24(1898) 年浙江紹興府における平糶

され、義倉には 10,000 石の賑米が備蓄されていたことになる⁽²⁰⁾。しかし、義倉の備蓄米 10,000 石とその販売は『紹郡平糶徵信録』では確認できない。表 3 収入 1 と 2 を見る限り、義倉と豫倉には米穀は備蓄されておらず、備蓄米は銅銭と交換され典當にて運用されていた。

清末賑濟倉の機能低下と典當への資金預け入れは、清朝宮廷でも問題となっていた。光緒 24 年 3 月、刑部尚書剛毅は災害対策について、次のように奏請している。農田が災害に見舞われても、穀物の備蓄は全くなく、災害対策は漕糧の転用か賑捐を募ることのみである。各省には常平倉と社倉が設置されていたが、現在では廃れており、常平倉と社倉の復興は難しい。民間の義倉に大量の積穀があれば、奇荒に対処できるだけでなく、戦災や辺境防備にも有益である。督撫に諭令し州県で紳民に建倉積穀を勧諭すべきであると⁽²¹⁾。剛毅は常平倉と社倉の官倉に官米が備蓄されておらず、官倉の復興も不可能であると認識し、紳民による義倉の備蓄を増強させようとしている。この奏請は認められ、内閣に上諭が発せられた⁽²²⁾。光緒 24 年 6 月、御史韓培森の倉穀備蓄に関する奏請に基づき、再び内閣に上諭が発せられた。すなわち、地方官の怠慢により建倉積穀の策は有名無実となっており、地方官は交代時に賑濟倉の管理を簡便にするため、賑濟倉の銀錢を典當に預け入れてしまう。こういった現状を改め、州県は倉儲に現物の賑穀を備蓄し、典當預け入れの銀錢は地方官の交代時に回収し賑穀を買補させよと⁽²³⁾。

表 3 の支出総額の内、76 % は賑米購入費（支出 1）が占める、ついで紳董借入金の返済が 21 %（同 12）、平糶実施の諸費 2 %（同 2-4・11・13-14）、欠損米 0.6 %（同 15-16）、人件費 0.4 %（同 8-9）、通信費 0.12 %（同 5-

(20) 『申報』光緒 24 年 5 月 14 日、急公好義。

(21) 中国第一歴史檔案館編、清代災賑檔案史料匯編、檔号 038-1028、光緒 24 年 3 月 2 日、刑部尚書剛毅、録副奏片、奏請勸諭各州縣紳民建倉積穀備荒事。

(22) 中国第一歴史檔案館編『光緒宣統兩朝上諭檔』（広西師範大学出版社、1996）、220、光緒 24 年 3 月 4 日。

(23) 『光緒宣統兩朝上諭檔』753、光緒 24 年 6 月 8 日。

8) となる。平糶の支出で最も多額なのは賑米の購入費であり、賑米の確保が最大の課題であることが数値的に浮き彫りとなる。その一方、人件費は僅少であり、紳士と商人の無償協力が平糶事業の大きな下支えとなっている。かりに紳士と商人に協力に見合う報酬を支払えば、人件費支出は相当な金額となり、平糶は実施し得なかったであろう。

表3の収支は31,734元の余剰金(支出17)が出ているが、最終的には虧短公款62,700余元(その内、倉款は45,300余元)と支出超過である⁽²⁴⁾。欠損は採買した米穀が平糶実施期間内に紹興に搬運されなかったためである。委員県丞孫襄圻が採買した湖南原斛米5,367石(糙米)は、平糶実施期間内に紹興に搬入されず、上海で販売して現金にしようとしたが、糙米ゆえに売れず、杭州の湖墅と紹興に運び込まれたままであった。金華府の原斗米990石は米穀流通規制弛禁後に紹興へ運搬され、各米行が販売したが、新米が出回っていたため、すでに陳米となった金華府米は市場に歓迎されず、米価を下げた売り払い、洋元22,488元を回収した。その他の欠損は足銭63,424.132千文であった⁽²⁵⁾。

(2) 賑米採買

表4の収入より、採買した賑米は5,1355石である。経理紳董徐樹蘭の採買米、督撫が提供した憲撥米、山陰・会稽両知県の採買米等が表中より確認される。表4の支出より、賑米販売は三つに区分される。すなわち、4月3日から4月20日、4月21日から7月15日における城郷各平糶局での平糶、及び7月1日～15日における城中各坊平糶局での販売である。より詳細な数値を

(24) 『紹郡平糶徵信録』文案、紹興府正堂熊から辦理平糶紳董徐樹蘭への照会、光緒24年10月2日。

(25) 『紹郡平糶徵信録』文案、山陰・会稽両県等への紳董の聯名具稟、光緒24年11月。欠損の足銭63,424.132千文の内訳は、塘開畝捐3,317.42足銭千文、義倉27,282.68九九六串銭千文、山会豫倉18,105.67九九六銭千文、修志書経費11,192.899足銭千文、同善局相驗経費4,322.025元である。

光緒 24(1898) 年浙江紹興府における平糶

表 4. 平糶用米穀の収支(石)

収 入		支 出	
憲撥米	750	4月3～20日發城郷各局平糶五雲市斗米	1,340
經理紳董徐樹蘭經辦無錫・上海・漢口等処各路原斗米	28,025	4月21日～7月15日發城郷各局平糶五雲市斗米	32,608
協理紳董鍾念祖經辦五雲市斗米	1,000	7月1～15日發城中各坊局平糶五雲市斗米	982
山陰知県諭柯橋・昌安各米行經辦湖墅・柯橋原斛米	4,653	糶余及染水涇変価五雲市斗米	1,073
会稽知県經辦無錫原斛米	2,402	貼中望坊平糶・倉局上下自食飯米・四城門當差地保五雲市斗米	87
西貢原斛米	1,000	蘭溪・上海已買禁運仍復変価米撥蕭邑原斛米	4,817
香港原斛米	7,827	各米原斛以五雲市斗盤量折蝕米	3,499
湖南原斛米	5,367	篩扇盤量春白等折耗五雲市斗	573
柯橋各米行認捐織・四城門搜獲充公米	312		
米小計	51,335	米小計	44,978
漢口購回小麦原斛	1,031	售与醬園原斛漢口麦	1,031

「銀錢四柱総冊」より作成。

表 5 ～ 8 に示したが、下記で考察する。

表 5 は賑米採買のより詳しい一覧である。採買した米穀の数量は表 4 と表 5 で一致していないが、表 5 より 4 点が判明する。第一に賑米採買において、經理紳董徐樹蘭は大きな役割を果たしていた。賑米の採買は徐樹蘭が杭州湖墅の米商王欽に委託するか、自ら購入したものが 36,746 石であり、これは全採買量 52,387 石の 70 % である。徐樹蘭と王欽は、無錫・上海・湖墅・紹興府内・漢口・西貢各地の米を購入している。第二に賑米の採買は全 23 批次に分けられている。平糶期間 100 日を 23 批次に分け、未運到の香港米 4,000 石(第 16 批次)を減じ、賑米の採買総量を 48,400 石とすると、4 ～ 5 日の間に約 2,100 石の賑米が紹興府城に搬入されていたことになる⁽²⁶⁾。

第三に各地より採買した米穀の価格は、第 14 批次の安南西貢白米 7.43 元が最高値であり、第 23 批次の湖南原斛米 4 元が最安値、平均価格は 5.94 元

(26) 表5の第2批次は閏3月20日購入であり、第1批次は閏3月20日以前でとなるが、ここでは平糶が始まった4月3日を起点とする。

堀 地 明

表 5. 平糶米採買

批次	購入者	購入地	米種	購入量	購入費
1	經理紳董徐樹蘭託採買紳商王欽	無錫・湖墅	糙白米	9,211	48,409
2	徐樹蘭託王欽	金華府蘭溪	原斛糙尖米	540	2,337
3	徐樹蘭託王欽	無錫・湖墅・硤石	白尖米	2,821	15,916
4	協理紳董鍾念祖託五雲門米行	紹興府内西路	白尖米	997	5,565
5	山陰知県飭柯橋米行	紹興府内西路	白尖	3,193	19,962
6	会稽知県による採買	無錫	白尖	2,136	11,940
7	山陰知県飭昌安米行	湖墅	糙白米	1,208	7,839
8	徐樹蘭託王欽	湖墅・上海	白尖・上高白粳	1,039	6,634
9	徐樹蘭託王欽	上海	原斛白糯米	280	1,436
10	徐樹蘭託王欽	上海	原斛白米	2,894	17,396
11	徐樹蘭による採買	紹興府内西路	白尖	293	1,843
12	徐樹蘭による採買	紹興府内西路	白尖	98	659
13	藩憲撥	山西より領運	白尖	428	2,812
14	徐樹蘭託王欽	安南西貢	白米	1,914	14,172
15	徐樹蘭託王欽	漢口	白尖	4,360	27,025
16	会稽知県託鄞県知県	香港	糙米	6,023	33,456
		漢口	白尖	132	
17	府委県丞襄圻	漢口	原斛小麦	1,031	3,747
18	藩憲撥	西貢	白米	230	1,568
19	杭州知府分銷	西貢	白米	918	6,439
20	徐樹蘭託王欽	湖墅	白尖米	428	2,836
21	徐樹蘭による採買	紹興府内上虞県	新糙尖	368	2,017
22	徐樹蘭託王欽	金華	原斛白尖米	990	5,379
23	府委県丞襄圻	湖南	原斛米	5,367	21,546
計	-	-	-	46,899	260,933

「逐批採買及変価細冊」より作成。購入量は米種に「原斛」とあるものを除き、改斗精米後の五雲市斗のは切捨て。

光緒 24(1898) 年浙江紹興府における平糶

毎石価格	備 考
5. 25	4月3-20日發各局平糶局
4. 3	閏3月20日購入、出境禁止のため売却
5. 64	
5. 57	
6. 25	柯橋米行の囤積米を購入
5. 58	
6. 48	
6. 38	糶戸が上高白粳米を争購し、知県は停糶
5. 1	第8批とともに採買、湖墅で売却
6. 2	奉道憲奉禁、上海で売却
6. 29	高車頭・鮑宗祠の平糶余米
6. 75	
6. 56	
7. 43	
6. 19	禁米出境により紹興への販運は一部
5. 43	4,000余石が未運到
3. 6	山陰・会稽県の醸造業者7軒に分売
6. 82	
7. 01	香港米4,000余石未運到の補充
6. 63	香港米4,000余石未運到の補充
5. 48	未運到の金華米と湖南米の補充
5. 4	6月採買したが禁運、平糶終了後に売却
4	平糶終了後に到着、上海・湖墅・紹興で売却
-	香港米4,000余石未運到も合計に含む

石で表示(斗以下は四捨五入)、購入費の単位は洋元(角以下

となる⁽²⁷⁾。第四に米穀購入地については、第1批次から第12批次は江南地域と紹興府内よりの調達であるが、第13批次以降に山西・西貢・香港・漢口・湖南の遠隔地方の米を調達している。会稽知県は香港米に期待しており、第16批次で香港米6,000石を鄞県知県(寧波)より購入しようとするが、2,000石のみが調達でき、その不足分を西貢と湖墅(第19・20批次)より調達した。第23批次の湖南米は平糶期間に紹興への搬入が間に合わず、上海・湖墅・紹興で売却されている。遠隔地米は予定通りに確保できず、また輸送時間がかかり、決して即効的ではない。また、第2批次と第22批次の金華府米と第15批次の漢口米は禁米令(米穀流通規制令)により紹興へ搬運されていない。金華府米については、浙江巡撫が金華府に禁米令解除を命じたにもかかわらず、実行されておらず、地域保護主義は根強かった。

もう少し詳しく米穀採買の購入先を考察したい。表5中における最多の購米は第1批次の無錫・湖墅糙白米9,200石であり、4月3日～20日に各局城郷平糶局で販売され、初動の平糶に貢献している。表6は採買地別に米穀の数量を一覧にした。その内訳は、無錫・湖墅・硤石からの米穀は33.1%(無錫5%、無錫・湖墅21.5%、無錫・湖墅・硤石6.6%)、金華府蘭溪県等が3.6%、湖南12.5%、紹興府西路・上虞県が11.6%、洋米(香港・西貢)が11.8%である。これより、最大の米穀供給地は無錫である。電報費用(表3支出5-8)から見ると、米商の米穀購入の拠点上海と杭州湖墅であり、無錫よりの米は上海で取り引きがなされ、杭州の湖墅を経由して紹興に流通したと考えられる。

1907(明治40・光緒33)年の日本外務省通商局の調査によると、無錫の米行は大小100余軒を数え、蘇州の30～40戸と比べると活況を呈していた。年間取引高は500万担、取引額は2,000万元以上であった。米穀は約100万

(27) 表5の第17批次の漢口原斛小麦每石3元は除外して算出した。

表 6. 平糶米採買地と数量

採買地	数量(石)	構成比(%)
紹興府西路・上虞県	4,984	11.6
金華府蘭溪県等	1,530	3.6
杭州府湖墅	1,636	3.8
無錫	2,136	5
無錫・湖墅	9,211	21.5
無錫・湖墅・硤石	2,821	6.6
湖墅・上海	1,039	2.4
上海	3,174	7.4
漢口	4,492	10.5
漢口小麦	1,031	2.4
湖南	5,367	12.5
山西省より領運	428	1
香港	2,023	4.7
西貢	3,062	7.1
合計	42,934	-

「逐批採買及変価細冊」より作成。

担が蕪湖付近より、40～50万担が揚
州府仙女廟より、約20万担は南京より、
鎮江を経て運河を下り民船で運搬され、
これら3地方米の品質は仙女廟産、南
京産、蕪湖産の順であった。3地方以外
の産米としては、常州府下各県・鎮江
府溧陽・金壇両県・蘇州府下常熟地方
の米穀が約330万担集まり、品質は無
錫米と常熟米が優れていた。無錫に集
まった米穀は上海・杭州・紹興を主要
な販路としていた。また、繭行・糸行
と異なり、米穀市場は一年を通じて取
引が行われた⁽²⁸⁾。

その一方、清初以来の米市として著
名な蘇州は採買地として全く登場して
いない。宣統2(1910)年11月に紹興府
の米商は運河を航行せず、無錫より太
湖経由で浙江へ米穀を運搬しようとし、

無錫の官憲に逮捕される事件が発生しており、無錫から紹興府への米穀流通
が確認できる(拙稿2001)。宣統3年7月、上海救荒の賑米は無錫より鉄道で
搬入されており(拙稿2002)、清末における江南の米市として無錫が台頭して
いた。民国元(1912)年の紹興商会檔案には、紹興における無錫米の重要性を
示す史料がある。民国元年6月、紹興には金華と無錫より米穀が流通せず、
市場での米穀が少なくなり、米価は高騰し民情不安となった。この原因は金

(28) 外務省通商局『清国事情』第2輯(明治40年)67頁。

華と江蘇の米穀流通規制のためであった。そのため、紹興商会は紹興軍政府に金華と無錫での米穀流通規制解除を願い出た。金華の規制は解除されたものの、江蘇は無錫の禁を解かず、安徽の蕪湖で購米するように紹興軍政府に伝えてきた⁽²⁹⁾。

(3) 各局平糶局の賑米販売

表7より、義倉官米を販売した平糶局は4城門8市38坊3村の53局である。平糶期間が最も長く販米量が多いのは、迎恩門・昌安門・偏門・五雲門の4城門平糶局⁽³⁰⁾であり、4局の平均販売日数は69日、合計販売量は19,946石で、全販売額の57%である。8市の平均販売日数は16日、合計販売量は1,676石(4.7%)である。同様に3村は3日から4日、620石(1.8%)である。4城門での賑米販売が最長かつ最多な理由は、米商等商人の活用が容易であり、4城門外に米市が存在し米穀物流の要衝であったため⁽³¹⁾、また官方が管理しやすいことなどが考えられる。53平糶局で通計すると、毎日の平均賑米販売額は350石であり、每人の購入限度額5升より、一日の平均購米者数は約7,000人、購米者の延べ人数は698,923人となり、購米者数の多さが注目される。

城門の平糶局は城内居民のみを対象としたのではなく、多数の農民も賑米を求めた。6月20日、昌安門外平糶局は郷民の購米者が多く、一時的に賑米が不足した。平糶局の局員は郷民に対して、城内倉米の到着後に賑米を行うので、しばらく待つように諭した。郷民は遠路より購米に來たので、これ以上待てないと発言した。これを聞いた嘉泰米行⁽³²⁾は遠郷者のみに平糶価格44

(29) 紹興県館蔵歴史檔案精品叢書編纂委員會編纂『紹興県館蔵商会檔案集錦』(中華書局、2004)第1冊、王金發の紹興軍政府への照會、民国元年6月1日。

(30) 乾隆『紹興府志』卷7建置志1、城池によると、紹興府城の城門は都泗門・五雲門・東郭門・稽山門・殖利門・水偏門(偏門)・常禧門・西郭門(迎恩門)・昌安門の9門であった。

(31) 4城門外における米市の存在は、『紹郡平糶徵信録』文案、馬伝煦等紳董稟文、光緒24年8月による。

(32) 表2昌安門の第5列にその名が見え、平糶管理に従事する米行である。

光緒 24(1898) 年浙江紹興府における平糶

表 7. 各平糶局の販売日時・販売額・販売代金回収額

県	糶局名	販売開始日	販売終了日	販売日数	販売額(石)	販売代金回収額(1,000円)
山陰県	迎恩門	4月3日	7月15日	72	4,296.86	18,906.184
山陰県	昌安門	4月2日	7月14日	86	5,984.92	26,333.64
山陰県	偏安門	4月2日	7月15日	63	4,909.76	21,602.944
会稽県	五雲門	4月2日	7月15日	54	4,754.46	2,099.624
山陰県	盛塘市	4月12日	6月19日	27	2,016.42	8,872.248
山陰県	南池市	4月30日	6月18日	25	995	4,378
山陰県	漓渚市	5月4日	5月17日	3	235	1,034
山陰県	陡壺市	4月25日	4月29日	3	60	264
会稽県	東関市	4月3日	7月6日	20	3,960	17,424
会稽県	皋埠市	4月9日	7月14日	29	2,425.5	11,107.8
会稽県	平水市	4月7日	6月9日	14	1,371	6,032.4
会稽県	嘯吟市	4月13日	7月12日	26	2,345	10,318
山陰県	迎恩坊	7月3日	7月10日	3	24	105.6
山陰県	美政坊	7月2日	7月10日	3	24	105.6
山陰県	東如坊	6月29日	7月14日	5	31	136.4
山陰県	西如坊	6月29日	7月14日	5	33	145.2
山陰県	東光坊	7月2日	7月12日	4	31.6	139.04
山陰県	西光坊	7月2日	7月11日	3	22	96.8
山陰県	東中坊	7月1日	7月1日	1	8	35.2
山陰県	西中坊	7月1日	7月1日	1	8	35.2
山陰県	東觀坊	7月1日	7月12日	4	25.7	130.08
山陰県	常禧坊	7月2日	7月5日	2	21	92.4
山陰県	上植坊	7月1日	7月11日	3	3.5	59.4
山陰県	下植坊	7月1日	7月11日	3	13.5	59.4
山陰県	大雲坊	7月1日	7月11日	3	14	61.6
山陰県	大辛坊	7月1日	7月11日	3	33.6	147.84
山陰県	朝京坊	7月1日	7月10日	4	35	154
山陰県	紫金坊	7月5日	7月5日	1	12	52.8
山陰県	南和坊	7月2日	7月11日	3	16	70.4
山陰県	下和坊	7月3日	7月11日	3	16	70.4
山陰県	万安坊	7月2日	7月9日	3	24	105.6
山陰県	承恩坊	7月1日	7月11日	4	25	101
山陰県	戒珠坊	7月2日	7月11日	3	20.3	89.32
山陰県	昌安坊	7月2日	7月11日	3	14	61.6
会稽県	東大坊	7月1日	7月14日	4	28.8	126.72
会稽県	西大坊	7月1日	7月9日	4	18	79.2
会稽県	東府坊	7月2日	7月11日	3	56	246.4
会稽県	西府坊	7月1日	7月12日	4	33.6	145.464
会稽県	東陶坊	7月1日	7月9日	3	19.4	85.36
会稽県	西陶坊	6月29日	7月9日	3	24.79	109.76
会稽県	東仰坊	7月1日	7月14日	3	17	74.8
会稽県	朝東坊	7月1日	7月11日	4	54.4	239.36
会稽県	上望坊	6月29日	7月12日	4	51.2	225.28
会稽県	中望坊	6月29日	7月14日	8	46.4	204.16
会稽県	下望坊	6月29日	7月14日	9	21.6	95.04
会稽県	安寧坊	6月29日	7月14日	6	20	88
会稽県	永昌坊	7月1日	7月12日	4	28.2	124.08
会稽県	石董坊	7月1日	7月14日	5	20	88
会稽県	都泗坊	6月29日	7月13日	5	25.6	112.64
会稽県	稽山坊	6月29日	7月14日	8	52	228.8
山陰県	鳥塢村	5月30日	6月27日	7	300	1320
山陰県	駱家村	6月17日	6月17日	1	120	528
会稽県	皇甫村	5月21日	7月9日	2	200	880
計	53				34,946.11	135,428.784

「各糶局出米收価細冊」より作成。

文と同じ価格で販米すると表明したが、遠近を問わず多数の農民が米行に押しかけて騒擾となり、米行は店舗を打ち壊されてしまった⁽³³⁾。

表 8 より、4 城門 8 市平糶局では、4 月から 5 月中旬までは無錫等で採買した米穀が使用され、5 月下旬に紹興府内米の販売が始まり、6 月に安南米・漢口米・香港米等の遠隔地米が販売されている。7 月初めには城中各坊で西貢米が販売されている。平糶開始時に使用された無錫等処米は、搶米により乱れた社会的秩序の回復と安定に寄与したと評価できる。遠隔地米は搬入に時間を要するのが難点であり、平糶期間の終わりに使用されている。高級な米種には購入希望者も多く、表 5 第 8 批次の湖墅・上海の上高白粳米には人々が争って購入しようとしたため、知県は平糶を停止している。

3. 平糶の実効果

本節では、平糶の目的であった米価の平減が実現したか否か、平糶が農民の不満を解消したか否かを検討し、平糶の実効果を論じる。先に述べたように、光緒 24 年正月の晩米価格は毎石銅錢 5,550 文（毎升 55 文）から 5,600 文（毎升 56 文）であった。4 月上旬、紹興府城で飢民が米行・米店を襲撃した後に、米価は上昇し毎升 62 文になった。米店は在庫米が少ないため、升単位でしか米を販売しなかった⁽³⁴⁾。6 月下旬、各郷では平糶を 1 ヶ月余り実施した後、一時的に平糶を停止したが、市場の米価は毎升 60 ～ 70 余文となった。平糶価格毎升 44 文であり、市価と平糶価との価格差は大きかった⁽³⁵⁾。この各郷平糶は義倉官米を用いたものではなく、紳士層が賑米を捐献し実施したものである。6 月末、官紳は平糶の継続実施が不可能となり、平糶は停止されたが、米価は下落せず貧民は生活に窮した。山陰知県は早稲が市場に出回り、

(33) 『申報』光緒24年6月29日、平糶肇事類志。

(34) 『申報』光緒24年5月14日、急公好義。

(35) 『申報』光緒24年6月29日、平糶肇事類志。

光緒 24(1898) 年浙江紹興府における平糶

表 8. 各平糶局で使用した米穀の採買地と使用開始日時

糶局名	無錫等処白尖米	無錫・硤石等処白尖米	紹興府内米	上海白晚米	安南白米	漢口白尖米	香港糙米	西貢白米
迎恩門	4月3日	4月21日	5月20日	6月8日	6月9日	6月14日	6月21日	
昌安門	4月2日	4月21日	5月25日		6月9日	6月14日	6月21日	
偏門	4月2日	4月21日	5月24日		6月9日	6月14日	6月21日	
五雲門	4月2日	4月21日	5月23日		6月10日	6月14日	6月22日	
盛塘市	4月12日	4月21日	5月24日		6月9日	6月15日		
南池市	5月23日	4月30日	5月27日		6月10日	6月14日		
漓渚市		5月4日						
陸臺市		4月25日						
東関市	4月3日	4月21日	5月28日		6月12日	6月16日	6月22日	
皋埠市	4月9日	4月21日	5月18日		6月12日	6月15日	7月6日	
平水市	4月7日	4月26日	5月25日		6月9日			
嘯吟市	4月13日	4月21日	5月28日		6月12日		7月1日	
迎恩坊								7月3日
美政坊								7月2日
東如坊						6月29日		7月2日
西如坊						6月29日		7月2日
東光坊								7月2日
西光坊								7月2日
東中坊								7月1日
西中坊								7月1日
東觀坊								7月1日
常禮坊								7月2日
上植坊								7月1日
下植坊								7月1日
大雲坊								7月1日
大辛坊								7月1日
朝京坊								7月1日
紫金坊								7月5日
南和坊								7月2日
下和坊								7月3日
萬安坊								7月2日
承恩坊								7月1日
戒珠坊								7月2日
昌安坊								7月2日
東大坊								7月1日
西大坊								7月1日
東府坊								7月2日
西府坊								7月1日
東陶坊								7月1日
西陶坊					7月4日	6月29日		7月4日
東仰坊								7月1日
朝東坊								7月1日
土望坊						6月29日		7月4日
中望坊						6月29日		7月2日
下望坊						6月29日		7月1日
安寧坊						6月29日		7月2日
永昌坊								7月1日
石童坊								7月1日
都泗坊						6月29日		7月3日
稽山坊						6月29日		7月2日
鳥塢村	5月30日				6月12日	6月16日	6月16日	
駱家蔚村						6月17日		
皇浦莊村			5月21日					7月9日

「各糶局出米收価細冊」より作成、各地米穀が最初に使用された日を一覧にした。

寧波や杭州では米価が下落しているのに、紹興の米価のみが毎升 60 文であるのは、米業の米価釣り上げが原因であるとし、7月1日よりの晩米米価は毎升 56 文、早米は 48 文と諭令した⁽³⁶⁾。山陰知県の減価令は城郷の貧民に歓迎されたが、米行は知県の減価令には従わず、米価を引き下げようとはしなかった。このため、7月2日に紹興府城から 40 里離れた安昌鎮の米店 20 軒が郷民により一斉に打ち壊され、3日には柯橋鎮の米行十数軒も襲撃された⁽³⁷⁾。

平糶が実施されていた 4 月から 6 月中旬に紹興府城と山陰・会稽両県の郷村において、米価高騰を伝える史料は見つけ出していない。米価高騰が問題視され、山陰知県により減価令が出され、搶米が再発するのは 6 月下旬から 7 月初めであり、各地の平糶が終了されつつあった時期と一致している。これらより、平糶が盛んに実施されていた期間、米価の高騰は一定は抑制され、貧民への賑米分配は社会的安定をもたらし、平糶の実効果はあったものと考えられる。

各地の平糶が終了しつつあった 6 月下旬、農民はなおも平糶継続を求めた。米価が毎升 60 ~ 70 余文であった 6 月 22 日、紹興府城より 20 里離れた西南郷破塘一帯の男婦老幼郷民は、手に香を持ち山陰県署に行き平糶の継続を跪求した。山陰知県は平糶の継続はできず、早稲が収穫され、金華・衢州・巖州各府からの米穀も流通し、米価は近く下落するので、郷民は帰郷して耕作に励めと諭し、最も頑強な者 1 名を拘束し責懲すると、郷民は県署から去っていった⁽³⁸⁾。府城より東北に 20 里離れた宋家漣は沿海の大村落であるが、平糶が 6 月 20 日に停止されると、市場米価は毎升 60 余文となり、貧民は生活に窮した。6 月 27 日午後、郷民は香を持ち会稽県署に赴き、平糶の継続を求めた。知県は早稲が収穫され、新米が市場に流通しているので、米価は平減するであろうが、力なき者は継続して平糶を実施し救済すると曉諭した。し

(36) 『申報』光緒24年7月4日、論平米価。

(37) 『申報』光緒24年7月12日、居奇買禍。

(38) 『申報』光緒24年6月29日、平糶肇事類志。

かし、聚集した郷民は騒ぎ始め、知県が不遜な者 2 名を懲治すると、郷民は退散した⁽³⁹⁾。宋家淩の事例では、平糶停止後に米価が高騰していることから、平糶が米価の高騰に一定の抑制的効果をもたらしていたと考えられる。

おわりに

明末崇禎年間に祁彪佳が主導した救荒(拙稿 2007)と清末平糶との共通点及び相違点を述べたい。明末救荒と清末平糶の共通点は、第一に紳士層が主体となり、官方と協力して実行した官紳合作の公共事業であった点である。明末救荒・清末平糶とも、官方が一方的かつ強権的に紳士層を動員し実施したとは言えず、官方の関与は二次的であり、救荒事業の主導的担い手は紳士層であった。いずれの場合も、明末の祁彪佳と清末の徐樹蘭のような紳士層のリーダー的存在が鍵となっていた。また、救荒事業が紳士層の保有米に依存する点も共通している。第二に清末平糶では、紹興府城内において坊が平糶実施の基礎単位となっていたが、祁彪佳の救荒においても坊は給米・平糶・施粥の単位となっていた。坊は紹興府城における社会的結合が存在する空間である。

相違点は、明末と清末では賑米を調達する地域と米穀流通の経路が変化していることである。明末は台州・温州の浙江米の搬入に依存しようとしたが、大量の米穀は搬入はできなかった。清末は無錫—上海—杭州湖墅—紹興が米穀流通の大動脈であり、上海と湖墅を拠点とし、明末よりも省外米を安定的かつ大量に搬入している。清末においては新たに洋米も賑米に使用されているが、搬入には時間がかかり、あくまでも江南から流通する米穀の不足を補うにすぎなかった。漢口・湖南の国内遠隔地米も洋米と同様であった。

(39) 『申報』光緒24年7月5日、環求平糶。

清末紹興の救荒関係史料として、『賑濟山会両邑沿海水災徵信録』と『紹郡義倉徵信録』が存在する。清末紹興の救荒事業に関する全般的評価には、両史料の分析結果と本稿で得られた諸見との総合が必要である。今後の課題としたい。

<参考文献>

- 高橋孝助 2006『飢饉と救済の社会史』青木書店
福田節生 1974「清末湖南の農村社会」『福岡女子短期大学紀要』8
星 斌夫 1985『中国社会福祉政策史の研究』国書刊行会
堀地 明 1992「明末城市の搶米と平糶改革」『社会経済史学』57-5
1999「明末江南の搶米風潮と救荒政策」『名古屋大学東洋史研究報告』23
2001「1911年杭州・上海の搶米風潮と社団」『現代中国研究』8
2002「中国米密輸問題と東アジア米穀流通(1895—1911)」『北九州市立大学外国学部紀要』105
2004「清代搶糧搶米風潮の年表及び長期傾向分析」『北九州市立大学外国学部紀要』111
2005「1906年江北の水害・飢饉と救荒活動」『九州大学東洋史論集』33
2007「明末紹興における祁彪佳の救荒活動と『救荒全書』」『九州大学東洋史論集』35
村松祐二 1969「清代の義倉」『一橋大学研究年報人文科学研究』11
森 正夫 1975「18—20世紀の江西省農村における社倉・義倉についての一検討」『森正夫明清史論集』第1巻、汲古書院、2006
山名弘史 1976「清末江蘇省の義倉」『東洋学報』58-1・2
陳 橋駅 1993『紹興地方文献考録』浙江人民出版社
趙任飛主編 2009『紹興図書館蔵古籍地方文献書目提要』広陵書社
朱 滄 2006『地方性流動及其超越』中国人民大学出版社
Will, Pierre-Étienne & Wong, R.Bin 1991, *Nourish the People : The State Civillian Granary System in China, 1650 - 1850*, Center for Chinese Studies, The University of Michigan.